

熊本県介護現場革新会議設置要綱

(設置)

第1条 熊本県において、介護現場における生産性向上の取組を推進するため「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」を設置・運営するにあたり、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、熊本県介護現場革新会議（以下「革新会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 革新会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンターの運営に関すること
- (2) 介護現場の生産性向上に関する施策の推進に関すること
- (3) 介護現場の生産性向上に関する施策の情報共有及び連携に関すること
- (4) その他、介護現場の生産性向上に関する施策に必要な事項に関すること

(組織等)

第3条 革新会議は、別表に掲げる者を委員として構成する。

- 2 革新会議に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長の指名により選任する。
- 4 委員長は、革新会議を代表し、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、就任日の属する年度の翌々年度末とする。ただし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開催)

第5条 所掌事務を円滑に行うため、年2回以上の会議を開催する。

- 2 革新会議は、庶務を担う事務局が招集する。

(委員以外の者の出席)

第6条 所掌事務に関し必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 革新会議の庶務は、熊本県及びくまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター受託者において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、革新会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月20日から施行する。

別表（第3条関係）

分野	構成員
社会福祉施設経営者団体	一般社団法人熊本県老人保健施設協会代表
	熊本県地域密着型サービス連絡会代表
	熊本県特定施設入居者生活介護事業者連絡協議会代表
	熊本県療養病床・介護医療院連絡協議会代表
	熊本県老人福祉施設協議会代表
	日本認知症グループホーム協会熊本県支部代表
職能団体	一般社団法人熊本県介護支援専門員協会代表
	一般社団法人熊本県介護福祉士会代表
	一般社団法人熊本県作業療法士会代表
	熊本県ホームヘルパー協議会代表
	公益社団法人熊本県理学療法士協会代表
福祉介護用品事業者団体	一般社団法人熊本県福祉介護用品協会代表
福祉関係団体	社会福祉法人熊本県社会福祉協議会
医療関係団体	公益社団法人熊本県医師会代表
	公益社団法人熊本県看護協会代表
関係行政	熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課長
	熊本市健康福祉局高齢者支援部介護事業指導課長